

保育所入所選考基準表

1 基準指数

[基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準日とする]

※一斉受付分については、11月17日を基準日とする

番号	保育に当たる保護者の就労等形態				基準指数	採点		
	類型		細目			父	母	
1	就 労	居宅外	外勤 自営	週5日以上 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が8時間以上	10		
					日中の就労時間が7時間以上	9		
					日中の就労時間が6時間以上	8		
					日中の就労時間が5時間以上	7		
					日中の就労時間が4時間以上	6		
				週4日以上 (不規則の場合は月16日以上)	日中の就労時間が8時間以上	8		
					日中の就労時間が7時間以上	7		
					日中の就労時間が6時間以上	6		
					日中の就労時間が5時間以上	5		
					日中の就労時間が4時間以上	4		
2	就 労	居宅内	自営	週5日以上 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が8時間以上	9		
					日中の就労時間が7時間以上	8		
					日中の就労時間が6時間以上	7		
					日中の就労時間が5時間以上	6		
					日中の就労時間が4時間以上	5		
				週4日以上 (不規則の場合は月16日以上)	日中の就労時間が8時間以上	8		
					日中の就労時間が7時間以上	7		
					日中の就労時間が6時間以上	6		
					日中の就労時間が5時間以上	5		
					日中の就労時間が4時間以上	4		
3	就 労	求職	内定	週5日以上 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が8時間以上	8		
					日中の就労時間が7時間以上	7		
					日中の就労時間が6時間以上	6		
					日中の就労時間が5時間以上	5		
					日中の就労時間が4時間以上	4		
				週4日以上 (不規則の場合は月16日以上)	日中の就労時間が8時間以上	6		
					日中の就労時間が7時間以上	5		
					日中の就労時間が6時間以上	4		
					日中の就労時間が5時間以上	3		
					日中の就労時間が4時間以上	2		
		未定	求職中(就労先未定)		1			
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など			10			
5	出 産	出産予定月の前2か月、後2か月			10			
6	疾 病 障がい	疾 病	自宅療養	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)		10		
				常時病臥・感染症		10		
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	10		
					上記以外の程度	7		
				一般療養	安静を要する程度	7		
					通院を要する程度	3		
				障がい	身体障害者手帳1・2級、みどりの手帳(療育手帳)A～B		10	
身体障害者手帳3級、みどりの手帳(療育手帳)C		8						
身体障害者手帳4級以下		2						
7	介 護 看 護	居宅外で親族の介護・看護を常態とする場合			10			
		居宅内で親族の介護・看護を常態とする場合			8			
		上記以外の条件による介護・看護(通院の送迎等含む)をしている場合			5			
8	災 害	火災などにより家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な場合			10			
9	就 学 技能修得	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態			番号1を準用			
		日中、就学・技能習得が内定している場合			番号3を準用			
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合			20			
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合			20			
小計							(1)	(2)

- ※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)
- 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就職先未定)の指数とする。
- 3 保護者の勤務証明書が2以上ある場合には、勤務時間は合算、勤務日数はそれぞれの勤務先の平均日数(小数点以下四捨五入)を算出。さらに平均日数を合算し、勤務先数で割り(小数点以下四捨五入)指数を決定する。
- 4 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。
- 5 就労時間には、残業時間・通勤時間は含まない。
- 6 就労形態等が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
- 7 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等によるものとする。ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数とする。

2 調整指数

項目	条件			指数	採点		
					父	母	
加算指数	個人加算	就労状況	1	保育士・幼稚園教諭として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合（市外の施設）	3		
			2	保育士・幼稚園教諭として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合（市内の施設） ※保育所等入所後1年以上勤務することを条件とする	7		
	家庭状況	3	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	2			
		4	父母の一人が不存在（死亡、離婚、離婚協議中、未婚等）の場合	10			
		5	父母の一人が単身赴任や入院等の理由により3か月以上不在の場合	2			
		6	子ども（4月1日時点18歳未満）が3人以上いる場合（3人を超える場合は、1人に対して1点加算）	1			
	障がい	7	保護者、申込児童、兄弟姉妹に身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者、または要介護認定4・5の認定者がいる場合	3			
		8	保護者、申込児童、兄弟姉妹に身体障害者手帳3級又はみどりの手帳（療育手帳）Cの所持者、または介護認定1～3の認定者がいる場合	2			
		9	上記以外で保護者、申込児童、兄弟姉妹に介護・看護・補助を要すると診断された者がいる場合	1			
		10	その他同一世帯に身体障害者手帳1・2級、みどりの手帳（療育手帳）A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者、または介護認定4～5の認定者がいる場合	2			
		11	上記以外でその他同一世帯に介護・看護・補助を要すると診断された者がいる場合	1			
	児童の状況	12	2歳児クラスで卒園となる認可保育所・地域型保育施設及び家庭保育室を卒園する場合	7			
		13	兄弟姉妹が在園している保育所に新規入所の申込みをしている場合（新年度選考時については、卒園予定児童がいる保育所への申込みは除く）	1			
		14	現在保育所等を利用しているが、兄弟姉妹が別施設のため、どちらかの施設に転所希望をする場合	2			
		15	同一世帯において2人以上の新規入所の申込みがある場合	1			
		16	認可外施設・幼稚園等に有料で6か月以上預託をしている場合（所定の用紙が必要）	1			
		17	認可外施設・幼稚園等に有料で12か月以上預託をしている場合（所定の用紙が必要）	2			
減算指数	世帯減算	同居祖父母	18	65歳未満の保護者の父母と同居（就労や疾病等で保育に当たることができない場合を除く）の場合	-5		
			19	ひとり親世帯であって、上記18の場合	-2		
	広域利用	20	入所児又は卒園児の保育料を2か月以上滞納している場合 ※保育料等とは、保育所及び学童保育所保育料をいう	-20			
		21	市外在住者（転入予定者を除く）で、勤務地が市内の場合	-10			
		22	市外在住者（転入予定者を除く）で、勤務地が市外の場合	-20			
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）			20			
小計						(3)	
合計 (1)+(2)+(3)							

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。

2 番号1、2は、該当する父母それぞれに指数を加点する。

3 番号16、17は、それぞれ重複して加算しないものとする。

4 番号18、19は、それぞれ重複して減算しないものとする。

■ 入所の選考について

入所希望者が保育所の定員を超えた場合などには、入所選考会が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、保育の実施指数の高いかたから順に入所者を決定します。

【保育の実施指数が同点の場合の優先順位】

- 1 白岡市在住者（転入予定者を含む）
- 2 特別の支援を要する家庭（児童虐待防止の観点から保育の実施が特に必要と考えられる児童のいる家庭）
- 3 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
- 4 基準指数が高い世帯
- 5 既に兄弟姉妹が保育所へ入所しており、同じ保育所となる場合
- 6 養育している子ども（4月1日時点で18歳未満）の人数が多いもの
- 7 前年度市民税所得割額の低い世帯（同額の場合には、収入の低い世帯を優先する）